

# 藤沢市奨学金に関するQ&A

## 申請について

### 問1 どのような条件で申請できるのですか？

#### 答1

次の(1) から (5) までのすべてに該当する、もしくは(6)に該当することが条件です。

- (1) 2023年4月1日時点で、藤沢市に1年以上住民登録がある、1年以上本市で生活保護を受給している、本市の児童養護施設等に1年以上入所（退所者については2年以内に退所）している世帯の子どもに該当する者。
- (2) 高等学校を卒業予定、又は卒業しているか卒業程度の認定を受けており、生年月日が2004年4月2日から2006年4月1日までである者。
- (3) 2024年度に大学（大学院を除く）、専門職大学（専門職大学院を除く）、短期大学、専門職短期大学、専修学校の専門課程、高等専門学校の4年生（いずれも高等教育の修学支援新制度の対象機関であること）への進学を希望している者。
- (4) 高等学校における前年度の学年末（既卒者は最終学年末）までの学習成績の評定について全履修教科の平均した値が3.1以上で、明確な学習意欲があるものとして学校から推薦がある者。高等学校卒業程度認定試験の合格者については、各教科の成績の過半数がAである者。
- (5) 住民税非課税世帯、又は合計所得260万円未満の世帯に該当し、経済的な理由により修学が困難である者。
- (6) (1)～(5)のいずれかに該当し、特別な事情があるものとして認められた者。

### 問2 条件に当てはまっていれば誰でも給付を受けられるのですか？

#### 答2

選者を通過した方が対象になります。今年度は6名程度を予定しています。

### 問3 申請書はどこに置いてありますか？

#### 答3

藤沢市教育委員会の教育総務課に、募集要項と一緒に備え付けてあります。また、藤沢市ホームページからダウンロード、印刷することも可能です。

問4 課税（非課税）証明書はいつのものでしょうか？ また、どこで取得できますか？

答4

課税（非課税）証明書は今年のもの（令和5年度（令和4年分）の所得を証明できるもの）を提出してください。藤沢市の税制課や市民センターなどで、2023年6月1日以降、発行することができます。

問5 課税（非課税）証明書が取得できないのですが、どうすればいいですか？

答5

確定申告や住民税の申告を行っていない場合、証明書の発行ができませんので、申告を行ってください。

問6 すでに大学等に通っているのですが、申請できますか？

答6

来年度から新たに大学等に進学する方が対象となりますので、申し訳ございませんが、申請の対象とはなりません。

問7 高校は卒業せず、高等学校卒業程度認定試験を受けたのですが、推薦書や評定平均はどのように考えればよいですか？

答7

どなたか保護者以外の大人の方からの推薦書を提出してください。出席状況の欄は空欄で結構です。また、成績の基準につきましては、申請にあたり、試験の成績の過半数以上がAであることが必要です。

問8 大学等に受からなかった場合、次の年度への持越し等はできますか。また、補欠などはとるのですか？

答8

残念ながら、今年度の3月31日時点で入学が決定していない場合、次の年度への持越しは行いません。必要があれば、次年度に再度、申請をしていただくこととなります。また、補欠等は設けません。

問9 外国籍でも申請できますか？

答9

在留資格が「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」の方のみ、申し込み資格があります。ただし、「定住者」の場合にも、将来定住する意思のない人は、申請できません。なお、在留資格を証明するため、在留資格の記載された住民票の写しを申請し、ご提出ください。

問10 保証人は必要ですか？

答10

給付型奨学金制度は返還の必要がないため、保証人は必要ありません。

問11 申請書に個人情報についての同意文がありますが、どのような情報を提供、収集するのですか？

答11

本事業は、奨学金を給付することと合わせて、期間中に面談を実施し、状況に応じた相談、助言を行い、入学から卒業までをフォローする制度です。面談等を実施するために必要な個人情報については、次のとおり取り扱います。

- (1) 家庭状況を把握し、適切な助言、指導につなげるため、福祉サービスを受給している方については、給付型奨学金制度の奨学生として該当していることを福祉部・子ども青少年部に提供します。
- (2) 生活状況等を把握し、状況に応じた適切な面談を実施するため、面談の内容及び面談によって福祉的な支援が必要な場合等の情報を、福祉部、子ども青少年部から収集します。

なお、収集・提供した個人情報は本事業を遂行する目的のみで使用し、ほかの目的では利用いたしません。

問12 同居しているが住民票では別世帯の祖父母がいます。申請書の家族欄への記載や、書類提出の対象になりますか？

答12

申請者の生活状況を把握するため、申請書の家族欄への記載や住民票及び課税（非課税）証明書の提出をしていただいています。住民票上は別世帯であっても、申請者の世帯と祖父母の世帯の主たる生計者が同じであれば、生計を一にする家族（生活費等のお金のやりくりが同じ家族）として申請書への記載や書類の提出が必要です。

同居していても生計が別であれば、申請書への記載や書類の提出は不要です。

## 選考について

### 問13 どのように選考するのですか？

#### 答13

二次選考まで行います。一次選考は受付時選考と書類選考で、窓口申請書を持参いただく際の受付時対応と、提出していただいた書類をもとに選考します。一次選考を通過した方のみ二次選考に進み、小論文と面接で選考します。世帯の所得状況・成績・意欲・高校等での出席状況等、総合的に評価の上、選考します。

### 問14 選考はいつごろですか？

#### 答14

10月中に一次選考の結果を通知します。一次選考を通過された方は、10月末～11月中に二次選考を行い、12月ごろには最終結果を通知します。なお、最終的には大学等の合格をもって給付を決定するため、合格できなかった場合には奨学金を給付できませんのでご注意ください。

### 問15 選考基準はどのようなものですか？

#### 答15

一次選考では、提出いただいた書類から成績、所得、家庭の状況を確認するとともに、受付時対応での進学に対する意欲等を重視して選考します。

二次選考の小論文、面接についても進学への意欲や基本的な能力をはかり、一次選考の結果と合わせて総合的に判断します。

## 給付について

### 問16 選考を通るといつまで奨学金を受けられるのですか？

答16

基本的には大学等の正規の修業年限について継続して給付いたしますので、たとえば4年制大学であれば4年間、短期大学であれば2年間、給付を受けられます。ただし、学業状況等を確認するため、毎年、継続申請書を提出していただく必要があります。

### 問17 奨学金の給付を打ち切られることはありますか？

答17

給付中、次のような場合には給付を打ち切る場合があります。

《給付を打ち切るケース》

- (1) 学業成績の著しい不振が認められたとき。
- (2) 経済的な理由で修学が困難であると認められないとき。
- (3) 奨学生が退学又は除籍になったとき。
- (4) 奨学生が本人の責めに帰すべき事情により、留年又は休学したとき。
- (5) 奨学生が留年又は休学し、大学等を卒業できる見込みがないとき。
- (6) 奨学金を目的外に使用したとき。
- (7) 特段の理由もなく、定期的な面談に応じないとき。
- (8) 虚偽その他の不正な手段により、奨学金の給付を受けたとき。

なお、成績、面談の拒否、留年、休学につきましては、事情により、やむを得ないと認められた場合には打ち切らないことといたします。

### 問18 奨学金の返還は必要ですか？

答18

給付型の奨学金ですので、基本的に返還の必要はありません。ただし、奨学金を給付目的以外に使用した場合や、虚偽若しくは不当な手段によって給付を受けた場合、届出なく授業料等の減免を受けた場合などには、返還していただくことになります。また、奨学金を打ち切られた場合、本人の病気などやむを得ない事情がある場合を除き、一部又は全部の返還が必要になる場合があります。

問19 金額はいくらですか？

答19

金額は入学金相当額（上限15万円/1回）及び学費相当額（上限40万円/年額）です。

問20 大学の学費免除制度を利用する予定なのですが、併用は可能ですか？

答20

大学の学費免除制度を利用することはできません。その場合、大学の本来の入学金や授業料等から免除額を除いた金額（上限はそのまま）を給付することになります。

問21 給付型奨学金ではない貸与型奨学金でも、条件を満たすと返還が免除になるものがありますが、そういった奨学金との併給はできますか？

答21

条件付きで返還免除となる貸与型奨学金との併給につきましては、可能です。  
また、国における高等教育の修学支援新制度の給付型奨学金も併給可能です。

問22 選考に受かって大学に合格した場合、入学準備奨学資金及び学費奨学資金はいつごろいただけますか？

答22

入学準備奨学資金につきましては合格証明書等の提出をいただき、入学に必要な額を確認後、速やかに振り込みます。

学費奨学資金につきましては、半年分をまとめて前期（原則4月中）と後期（原則10月中）に振り込みます。なお、大学等への納入期限に奨学金の給付が間に合わない場合もありますので、ご注意ください。

問23 大学等在学中の条件などはありますか？

答23

年に数回面談を行い、生活や学業の状況を確認します。面談は基本的に藤沢市役所内で行うことになります。

問24 給付中に面談を行うとありますが、どのようなことを行うのですか？

答24

給付中の面談につきましては、年に数回、学業や生活の状況を確認するとともに、きちんと大学等を卒業できるよう、必要に応じて相談や助言を行っていきます。

問25 申請書は郵送してもらえないのですか？

答25

申し訳ありませんが、申請書の郵送は行いませんので、藤沢市教育委員会の教育総務課にお越しいただくか、ホームページからダウンロードしてください。